

遠野市監査委員告示第2号

平成27年1月19日

平成26年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書の内容に対する今後の措置方針について、平成27年1月14日付け遠財第77号で回答がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資 光

遠野市監査委員 瀧本 孝 一

遠野市監査委員 様

遠野市長 本 田 敏 秋



平成 26 年度公の施設に係る指定管理者監査結果に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) めがね橋直売所 …産業振興部商工観光課

[指摘事項]

- ① 協定書に規定する 3 カ月ごとの事業報告書が未提出である。また、業務計画書に掲げた春と秋の年 2 回の防災訓練が未実施である。
- ② 警備業者との施設警備に係る契約が未更新である。

[措置方針]

- ① 基本協定及び業務計画書に基づく業務について、担当課である商工観光課から指定管理者に対する業務内容の徹底及び確認が不足していたことが要因であり、改めて指定管理者と協定内容等の確認を行い、業務の確実な履行について指導した。
- ② 指定管理者において、警備業務に係る契約を更新しないまま委託を継続していたことから、業者選定及び契約について毎年度適切に処理するよう指導した。

(2) 柏木平レイクリゾート株式会社 …産業振興部商工観光課

[指摘事項]

- ① 指定管理者の営業努力が実績に反映されなかったことについては、指定管理料金の算定方法が明確でないことにも要因があると思われ、算定基準についての協議が必要である。
- ② 指定管理者基本協定時に備品の確認がされていないことから、再度備品の確認を期待する。

[措置方針]

- ① 指定管理料金については指定管理者と協議を行った。観光客が減少していることや光熱水費が高騰している現状を踏まえ、27 年度以降の指定管理料金の見直しを進めている。
- ② 実際の備品と備品台帳記載内容に相違があることから、指定管理者と改めて施設内の備品を確認し、適正な管理に努める。